

高知県社会福祉審議会規則

平成12年4月1日規則第95号

(設置等)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員35人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、審議会を代表する。

2 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第5条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会）

第6条 民生委員審査専門分科会は、委員8人で組織する。

（身体障害者福祉専門分科会）

第7条 身体障害者福祉専門分科会は、委員9人以内で組織する。

2 身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。

3 審査部会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による身体障害者の障害程度の審査のほか、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定の審査を行う。

4 更生医療部会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療に係る同法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係る指定の取消し等の審査を行う。

5 審査部会の委員と更生医療部会の委員は、これを兼ねることができる。

6 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

（老人福祉専門分科会等）

第8条 審議会に必要に応じて老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。

2 老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

（幹事）

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、高知県地域福祉部地域福祉政策課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年7月14日規則第181号の2抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日規則第234号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成14年4月1日規則第47号の3抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月20日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月16日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日規則第15号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 5 日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。